

土砂条例を可決

県議会、期末手当引き上げも

県議会十一月定例会議は二十日、県内への建設残土搬入を規制する「県土砂の埋立ての規制に関する条

例」（土砂条例）など、四十九議案を可決した。土砂条例は全会一致で可決。来年四月に施行される。

土砂条例は、三千平方メートル以上の敷地に高さ一メートルを超えて土砂を積み上げる事業者に、許可の取得や説明会の開催を義務付けた。無許可の埋立てなどには二年以下の懲役または百万円以下の罰金を科すと定めた。

公文書の適正な

保存や利用を図る公文書管理条例も全会一致で可決。CSF（豚コレラ）の対策費や、台風や豪雨の災害復旧費などを盛り込んだ十二月補正予算案も全会一致で可決した。

一方、知事ら特別職の期末手当を引き上げる条例改正案は四十八対二の賛成多数で可決。稲森稔尚議員（草の根運動）が、二期、伊賀市選出）と、山本里香議員（共産党、二期、四日市市）が反対した。

鈴木英敬知事は十一月定例会議の閉会にあたってのあいさつで「全ての議案

を可決していただいたことに感謝を申し上げる。議会からの貴重な提言や意見を

尊重し、県政の推進に努力する」と述べた。



土砂条例を全会一致で可決した十一月定例会議の本会議。県議会議事堂で